

【文京区】中小企業の企業力向上を支援します!

持続可能性向上支援補助金(生産性向上設備)

区内中小企業の企業力向上を図るため、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」を作成し、先端設備の取得等に要する経費の一部を補助します。

対象者

区内に主たる事業所（法人事業者は本店登記も）を有し、申請時において、区内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者

対象事業

①機械装置 ②器具備品 ③工具 ④ソフトウェア ⑤建物付属設備

※PC、タブレット、事務用ソフトウェア、プリンタ等の汎用性があるものは対象外となります。

補助条件

中小企業等経営強化法に基づいて「先端設備導入計画」を作成し、文京区の認定を受けていること。

補助内容

設備設置費用の3分の2かつ上限50万円

（高機能換気設備の設置に該当する場合は、補助対象経費の5分の4かつ上限50万円）

※申請者がISO14001の認証を取得している場合は、上限100万円

募集期間

上半期：令和6年 4月8日（月）より先着順

下半期：令和6年10月1日（火）より先着順

※予算額に達し次第、受付を終了します

その他

先端設備導入計画について



<http://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/seisanns-eikouzyou.html>

>先端設備導入計画（文京区HP）

申請方法

区ホームページから申請書類をダウンロードし、予めご記入の上、経済課窓口にご提出ください。



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/seisannseikouzyouseitubi.html>

>生産性向上設備（文京区HP）

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173

【文京区】中小企業の企業力向上を支援します！

持続可能性向上支援補助金（省エネ設備）

区内中小企業の企業力向上を図るため、省エネルギーを目的とした設備の設置に要する経費の一部を補助します。

令和6年度では、省エネ設備の補助条件を以下のとおり改正いたします。

- ①一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を行った場合でも補助対象となり、省エネ最適化診断に要した費用を区が補助いたします。
- ②補助対象事業がLED照明の設置のみである場合は、「省エネ診断」及び「省エネ最適化診断」のいずれも不要となります。

対象者

区内に主たる事業所（法人事業者は本店登記も）を有し、申請時において、区内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者

対象事業

- ①空調設備 ②換気設備 ③照明設備 ④受変電設備 ⑤衛生設備
- ⑥ボイラー設備 ⑦太陽光・風力その他の再生可能エネルギー設備

補助条件

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）が実施する「省エネ診断」、または、一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を受診していること。

※補助対象事業がLED照明の設置のみである場合は、いずれの診断も不要

※照明設備について蛍光灯等の照明設備から新規にLED化する場合に限る。LED照明からLED照明への入替は対象外。

補助内容

- ① 設備設置費用の3分の2かつ上限50万円
（高機能換気設備の設置に該当する場合は、補助対象経費の5分の4かつ上限50万円）
※申請者がISO14001の認証を取得している場合は、上限100万円
- ② 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を受診した場合は、1万6,500円を上限に省エネ最適化診断に要した費用

募集期間

上半期：令和6年 4月8日（月）より先着順

下半期：令和6年10月1日（火）より先着順

※予算額に達し次第、受付を終了します

お問い合わせ先

省エネ診断に関するお問い合わせ先

➢東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） <https://www.tokyo-co2down.jp/>

➢一般財団法人省エネルギーセンター <https://www.shindan-net.jp/>

申請方法

区ホームページから申請書類をダウンロードし、予めご記入の上、経済課窓口にご提出ください。



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/eco.html>

➢省エネ設備（文京区HP）

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173

【文京区】各種 ISO・P マーク等の取得更新経費の一部を補助します！

各種認証取得費等補助

区内中小企業の海外進出及び経営基盤の強化を図ることを目的として各種認証を取得・更新する際の経費の一部を補助します。

対象者

※下記の全てを満たすことが必要です。

文京区内中小企業者

- ① 中小企業基本法に規定する中小企業者で、個人事業者又は法人事業者であること。
- ② 区内に主たる事業所（法人事業者は本店登記も）を有し、かつ、補助金の交付を申請する日において引き続き区内で1年以上事業を営んでいる者であること。
- ③ 申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）を完納している者であること。

補助対象事業

下記の認証取得に係る経費の一部を補助します。

- ・ ISO9000シリーズ、ISO13485、ISO14000シリーズ、ISO22301、ISO27000シリーズ、ISO50001、CEマーク、FDA認証、NMPA認証、MFDS認証、エコアクション21認証、エコステージ認証（ステージ2以上）、Pマークの取得
- ・ 上記ISOの更新 ※サーベランス（維持審査）は対象外です。
- ・ Pマークの更新

補助内容

下記の費用に対して補助いたします。

補助対象経費	コンサルタント委託費、審査登録費用
助成内容	各種ISO、CEマーク、FDA認証、NMPA認証、MFDS認証、エコアクション21認証、エコステージ認証（ステージ2以上）の取得に要する経費 補助率1/3（上限50万円）
	各種ISOの更新、Pマークの取得に要する経費 補助率1/3（上限30万円）
	Pマークの更新 補助率1/3（上限20万円）
補助対象	各種認証の取得 2024年4月1日～2026年2月28日の間に補助対象事業に支出した経費
	各種ISO、Pマークの更新 2024年4月1日～2025年3月31日の間に補助対象事業に支出した経費

申請期間

2024年4月1日(月)から随時受付(先着順) ※予算額に達し次第、受付は終了します。

申請書類

下記の必要書類を揃え、文京区経済課へご提出ください。

【必要書類】

- ① 各種認証取得費等補助対象者認定申請書
- ② 各種認証取得費等補助金事業計画書
- ③ 各種認証取得費等補助金収支計画書・支出明細書
- ④ 前年度の住民税及び事業税（個人事業主で事業税が非課税の場合は所得税）の納税証明書原本
- ⑤ 法人登記簿謄本＜※発行日から3か月を経過していないもの＞
- ⑥ 見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類
- ⑦ 委託契約書の写し（コンサルタントに委託する場合）
- ⑧ 各種ISO、Pマークの更新前の登録証の写し（更新に係る申請の場合に限る）
- ⑨ 会社案内など事業の内容が分かる書類

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係（シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173 Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/kakusyuninsyou.html>



【文京区】展示会の出展時にはぜひご検討ください!

展示会等出展費用補助

異業種交流、市場開拓または販路拡大を目的として、2024年度(2024年4月1日～2025年3月31日)に開催する国内外の見本市、展示会に区内中小企業者等が出展する際にかかる出展料の一部を補助します。*オンライン上で開催される展示会等も対象

対象者 ※以下のいずれかに該当する必要があります。

※①②ともに申請日において、区内で引き続き1年以上事業を営んでいることが必要です。

①文京区内中小企業者

※区内に、登記上の本店所在地(法人)、主たる事業所(個人事業主)があることが必要です。

②文京区内中小企業者で組織された団体

補助対象経費

ア 国内の見本市・展示会出展料の2分の1(上限10万円)

イ 国外の見本市・展示会出展料、現地通訳費、輸送費の2分の1(上限30万円)

ウ オンライン(国内)展示会等出展料の2分の1(上限10万円)

エ オンライン(国外)展示会等出展料の2分の1(上限30万円)

※オンライン展示会の場合、主催団体の運営事務局の所在地をもって国内・国外を判断します。

※同一事業で他の行政機関による補助金等の交付を受けている、又は受ける予定の場合は対象外

※本補助金の申請者が主催(共催を含む)する展示会等に出展する事業については対象外

※物産展・即売会など、商品の販売を行う場合は対象外

申請期間

2024年4月1日(月)から随時受付(先着順)

※予算額に達し次第、受付は終了します。 ※1年度で申請できるのは、1事業所1展示会までです。

申請書は経済課窓口のほか区ホームページからもダウンロードが可能です。

申請書類

①展示会等出展費用補助金交付申請書 ②事業計画・収支計画書

③納税証明書 ※発行日から3か月を経過していないもの

法人	個人事業主
・法人都民税 ・法人事業税	・個人住民税 ・個人事業税 (個人事業税が非課税である場合は、所得税)

※完納していることが条件となります。

④法人登記簿謄本 ※発行日から3か月を経過していないもの

⑤出展しようとする展示会等の出展申込書(写し)及び出展が確定していることが分かる書類(写し)

⑥展示会等の概要が書かれたパンフレット等

⑦各種費用明細(国外において開催される展示会等の場合)

⑧訳文(添付書類が外国語で作成されている場合)

※申請は、展示会出展の申込後、**展示会開催日の約1か月前まで**に行ってください。

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係(文京シビックセンター地下2階)

☎ 03-5803-1173

Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/koryuten.html>



【文京区】新製品・新技術等の開発にかかる費用を補助します!

イノベーション創出支援事業

区内中小企業者及び大学発ベンチャー企業が取り組む、新製品・新技術等の開発について、事業に要する経費の一部を補助します。(補助対象者は審査の上決定します。) 加えて、上記開発に合わせて行う知的財産権の出願に係る経費の一部を補助します。

補助対象事業

- ① AI、IOT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術の導入によりSociety5.0の実現を推進する事業
- ② AI、IOT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術の導入により印刷業、製本業、出版業、医療機器製造業、旅館業等の地域産業を活性化する事業
- ③ エネルギーの省エネ・蓄エネ・需給調整、電化、電池等の導入によりGXの実現を推進する事業
- ④ 感染症の検査、診断その他感染症の拡大防止に係る事業

対象者

文京区内中小企業者、文京区内に所在する大学発ベンチャー企業

補助対象経費

2024年4月1日から2026年2月28日までの間に支出した経費のうち、以下に該当する経費

- ① 新製品・新技術等の開発に係る経費（補助率3分の2かつ上限200万円）
- ② 知的財産権の出願に係る経費（補助率3分の2かつ上限30万円）

申請期間

2024年7月1日（月）から8月30日（金）まで

※補助金の申請には、要件があります。詳細は下記までお問い合わせください。

<イノベーション創出支援事業の補助対象外>

以下のものは補助対象となりませんので、ご注意ください。

- 1 薬品（医薬品、農薬品） 2 口に入れるもの 3 化粧品など肌に塗るもの

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173

Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/venture.html>



【文京区】区内中小企業者の知的財産権の取得を支援します！

知的財産権取得費補助

区内中小企業者を対象に知的財産権を取得する際にかかる経費の一部を最大30万円まで補助します。知的財産権の取得の際は、是非ご活用ください。

対象者 ※下記の全てを満たすことが必要です。

- ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
 - ② 申請日において、区内に本店登記（個人事業者の場合は主たる事業所）があり、引き続き区内で1年以上事業を営んでいること。
 - ③ 申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人住民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。
 - ④ 同一年度内にこの補助金の交付を受けていないこと。
 - ⑤ 同一の出願について、国、他の地方自治体等から助成金等の交付を受けておらず、また受ける予定がないこと。
- ※同一の申請者による本補助金の申請は、1年度につき1回限りです。
 ※同一の出願に係る本補助金の申請は、年度に関わらず1回限りです。

対象となる知的財産権

- ・特許権 ・実用新案権 ・意匠権 ・商標権
 ※出願日から2年以内にご申請ください。

補助対象経費

- ① 出願料
- ② 出願審査請求料または技術評価請求料
- ③ 特許料または登録料
- ④ 知的財産権の出願および取得に係る手続きを弁理士または弁護士に委託した場合は、弁理士または弁護士に対する報酬
- ⑤ 先行技術調査に係る経費（特許権の取得に限る）
- ⑥ その他、製品および技術の権利保護に直接的な関連性が認められる経費

補助率・補助限度額

補助対象経費の3分の2以内の額（上限30万円）
 ※千円未満切捨て

申請受付期間

2024年4月1日（月）から随時受付（予算額に達し次第、受付を終了いたします。）
 ※出願日から2年以内にご申請ください。

申請書類

- ① 知的財産権取得費補助金交付申請書
 - ② 知的財産権取得費補助金事業報告書
 - ③ 前年度の住民税及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）の納税証明書原本（発行日から3か月以内のもの）
 - ④ 法人登記簿謄本原本（発行日から3か月以内のもの）
 - ⑤ 補助対象経費の内訳が確認できる書類及び当該経費を支払ったことが確認できる書類
 - ⑥ 出願書類の写し及び出願が受理されたことが確認できる書類
 - ⑦ 知的財産権を取得した場合は、取得したことが確認できる書類
- 東京都の知的財産権に関する支援は34ページへ

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173

Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/chitekizaisanken.html>



【文京区】区内スタートアップ企業を支援します！

スタートアップ支援事業

区内スタートアップ企業を対象に、事務所等の家賃補助や経営相談などを行います。

支援内容

①家賃補助

事務所等の月額賃借料の2分の1（※月額50,000円を限度）×12か月分

②専門家による経営相談

中小企業診断士を3年間無料で派遣します。（計10回以内）

対象者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、以下の要件の全てを満たす者

- ①創業5年以内又は大学の創業支援施設から区内に事業所を移転して1年以内の者であること。
- ②大学が有する研究成果若しくは特許を活用し、又は大学と共同研究等を行った者であること。
- ③区内に本店登記があること。
- ④申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は、法人住民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）を完納していること。
- ⑤他の行政機関による同種の補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないこと。

補助対象事業

- ①先端的な技術等に基づく事業
- ②地域課題や社会課題の解決を図る事業

申請受付期間

決定次第、区ホームページ等でお知らせします。

※補助対象者は審査会で審査の上、決定します。

注意事項

上記内容は予定であり、変更になる場合があります。

お問い合わせ先

文京区経済課 創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173

Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

【文京区】区内での創業を応援します!

チャレンジショップ支援

区内商店街の空き店舗において創業される方等に、家賃補助や経営相談などを行います。

支援内容

①家賃補助

店舗月額賃借料の2分の1（※月額50,000円を限度）×12か月分

②専門家による経営相談

中小企業診断士を3年間無料でお店へ派遣します。（計10回以内）

③地域貢献事業補助

チャレンジショップ認定者が、地域の魅力や価値の向上につながるイベントの実施又は新商品を開発した場合にその経費を補助します。（※認定1件あたり上限額10万円）

対象者

※以下のいずれかに該当する必要があります。

①区内商店街の空き店舗において創業する個人及び法人

②文京区創業支援セミナー実践編・テーマ特化編を受講後に区内で創業する個人及び法人

※2023年5月1日～2024年4月30日までに個人事業者の場合は税務署への開業届を、法人の場合は法務局へ法人設立登記を行った方が対象です。

※過去に同業種で経営経験のある方は対象外

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用がある業種は対象外

補助対象事業

※以下のいずれかに該当する必要があります。

①飲食業、小売業、サービス業等、来街者の増加を促進する事業

②子育て支援、高齢者支援等、地域住民の生活の利便性を高める事業

申請期間

①家賃補助・経営相談

2024年4月1日（月）～5月17日（金）

※補助対象者は審査の上決定します。

②地域貢献事業補助

2024年4月1日（月）～2025年2月28日（金）

※予算額に達し次第、受付を終了します。

申請書は経済課窓口のほか区ホームページからもダウンロードが可能です。

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173 FAX 03-5803-1936

※過去に認定された店舗情報を掲載しています。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/challenge.html>



【文京区】従業員の新たな能力開発を支援します！

中小企業人材強化支援事業補助

区内中小企業の事業拡大やDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に向けて、自社の従業員を対象とした「リスクリング※」に取り組む場合に、専門の資格取得に係る経費の一部を補助します。

※リスクリング（職業能力の再開発）… 今後の事業戦略や将来像を基に、中小企業が事業活動の拡大や組織の変革に必要な職業能力を従業員に習得させること。

対象者

文京区内中小企業者

- ①中小企業基本法に規定する中小企業者で、法人又は個人事業者であること。
- ②区内に主たる事業所（法人事業者は本店登記も）を有し、かつ、補助金の認定を申請する日において、引き続き区内で1年以上事業を営んでいること。
- ③申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人住民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）を完納していること。

補助対象事業

【補助条件】自社の従業員に、①企業の事業拡大に資する資格、又は②DXの実現に資する資格を取得させること

【補助対象経費】資格取得に係る教育課程又は講習の受講料、資格試験の受験料等

【補助率】2分の1（1者当たり上限10万円）

申請期間

2024年4月1日（月）から随時受付（先着順）

※予算額に達し次第、受付を終了します。

お問い合わせ先

文京区経済課 創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下2階）

03-5803-1173

Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/jinzaikyoka.html>



【文京区・東京商工会議所 文京支部】若手社員の育成を応援します!

中小企業若手社員人材育成支援

若手社員の人材育成に関するセミナーについて、文京区内の中小企業が負担する受講料の一部を補助します。

対象者

本補助金を利用できる中小企業

- ①中小企業基本法で定義する中小企業者であり、区内に営業の本拠（法人は登記上の本店所在地、個人事業者は主たる営業所）を置いていること。
- ②補助金交付の申請日までに納付すべき住民税及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。

補助対象事業

文京区と東京商工会議所文京支部との共催で実施する若手社員の育成に関するセミナー（2024年9月30日（月）開催予定）
※詳細は、区ホームページ等でご案内します。

補助対象経費

受講者1人あたり7,000円を補助します。

申請書類

下記の必要書類を揃え、東京商工会議所文京支部へご提出ください。
※講座のお申込みを受付後、必要書類についてご案内いたします。

【必要書類】

（法人の場合）

- ①補助金申請書（指定の様式あり）
- ②履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本、発行3か月以内の原本）
- ③法人都民税、法人事業税の納税証明書

（個人事業者の場合）

別途、お問い合わせください。

お問
い
合せ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173

Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/shigoto/jinzaiikuseishien.html>



お問
い
合せ先

東京商工会議所文京支部（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-3811-2683

Eメール bunkyo@tokyo-cci.or.jp

【文京区】 支援対象者の年齢を上げました!

リカレント教育課程等受講料助成金

文京区では、結婚、出産、育児等により離職された方、非正規雇用の方、個人事業者の方を対象に、人材の育成、職業能力の開発等につながる教育課程・講座を受講される際の受講料の一部を助成します。令和6年度から、助成対象年齢を「60歳未満」から「65歳未満」に上げました。是非ご活用ください。

※リカレント教育…何歳になっても新たに学び、社会で活躍・貢献する機会を得ることを目的とした教育のことです。

対象者

65歳未満の文京区民で、以下のいずれかに該当する方

- (1)個人事業主として事業をされている方（ただし、個人事業の他に会社その他の法人との雇用関係がある方等は対象外）
- (2)就労経験があり、現在は就労していない方
- (3)非正規雇用（期間の定めのある雇用契約）で就業中の方

補助対象事業

助成対象課程・講座：受講開始から2年以内に修了する、国や地方自治体、民間教育機関等が実施する人材の育成、職業能力の習得等につながる教育課程・講座

助 成 額：受講料の2分の1を助成します。
(※入試の検定料や入学金は助成対象外となります。)

※「月額1万円×受講期間の月数」の額が助成上限額となります。

※同種の助成金等を受給している場合は、当該額を除いた額が助成対象となります。

申請期間

2024年4月1日（月）から随時受付（先着順）

※予算額に達し次第、受付を終了します。

※令和6年度から、講座の受講期間（単年度・複数年度）に関わらず、全ての講座について、受講する前の事前申請が必要となります。

お問い合わせ先

文京区経済課 創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173

Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/shigoto/recurrent.html>



